

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更に関すること。

(4) ごみ焼却施設を移転するまで、周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じること。

- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境清美部施設移転推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、ごみ焼却施設の移転が完了し、移転後の施設が稼働した日限り、その効力を失う。

第2回委員会	
資料 3	H18.3.30

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針（案）

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の建設計画における基本方針を以下のとおりとする。

（1）自然環境との調和

排ガス量の削減や焼却残渣の溶融、余熱エネルギーの有効利用など自然環境への負荷を軽減させ、地球にやさしい自然環境と調和する施設整備を進める。

（2）生活環境との調和

建築デザインの景観的配慮や環境保全ゾーンの確保、交通アクセスの確保など柔軟な対応により、地域に悪影響を及ぼさない周辺環境と調和した施設整備に努める。

（3）奈良らしさの確保

これまでの画一的な整備ではなく、国際文化観光都市として歴史的風土や個性を活かした奈良らしさを感じられる施設整備を進める。

（4）公害防止対策への配慮

ダイオキシン類の排出削減をはじめ、公害防止対策に十分配慮し、地域住民が安心して生活できる施設整備を進める。

（5）安全で安定した処理

ごみ処理が止まれば、直ちに市民生活に支障が生じるものであり、安全で安定した処理の行える施設整備を進める。

（6）市民の健康・福祉・教育への寄与

余熱利用施設のあり方も含め、市民の健康・福祉・教育に寄与する施設整備を進める。

（7）地域の活性化への寄与

余熱利用施設のあり方も含め、周辺地域の活性化に寄与する施設整備を進める。

（8）開かれた施設

市民に開かれた施設として、施設見学だけではなく、ごみ減量・リサイクルに関する学習・体験ができる施設とする。

また、循環型社会の象徴的な施設となることを目指す。

（9）法や上位計画との整合

近年の循環型社会形成を目指し、廃棄物関連法の改正に対応した施設整備を進める。

また、奈良市第3次総合計画、奈良市環境基本計画、奈良市一般廃棄物処理基本計画等の上位計画との整合性を図った施設整備となることを目指す。

とりわけ、奈良市一般廃棄物処理基本計画に定められた、基本理念、並びに基本方向等を十分にふまえた施設整備を進める。

（10）最新の技術動向の反映

近年、ごみ処理技術の進歩は目覚ましいものがあり、最新の技術動向を十分に反映させた施設整備を進める。

（11）効率的な施設整備並びに運営

近年の社会・経済情勢を十分に踏まえ、低廉かつ良質な公共サービスの提供のため、効率的な施設整備並びに運営を目指す。

（12）市民参加

計画策定において、市民参画の場の積極的確保や情報発信など、市民とともにつくる施設整備を進める。

第2回委員会	
資料 4	H18.3.30

〔移転候補地の選定〕

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の移転候補地区を選定する際の基本条件（案）

移転候補地区の選定は、以下の8項目を基本条件とする。

－ 基本条件 －

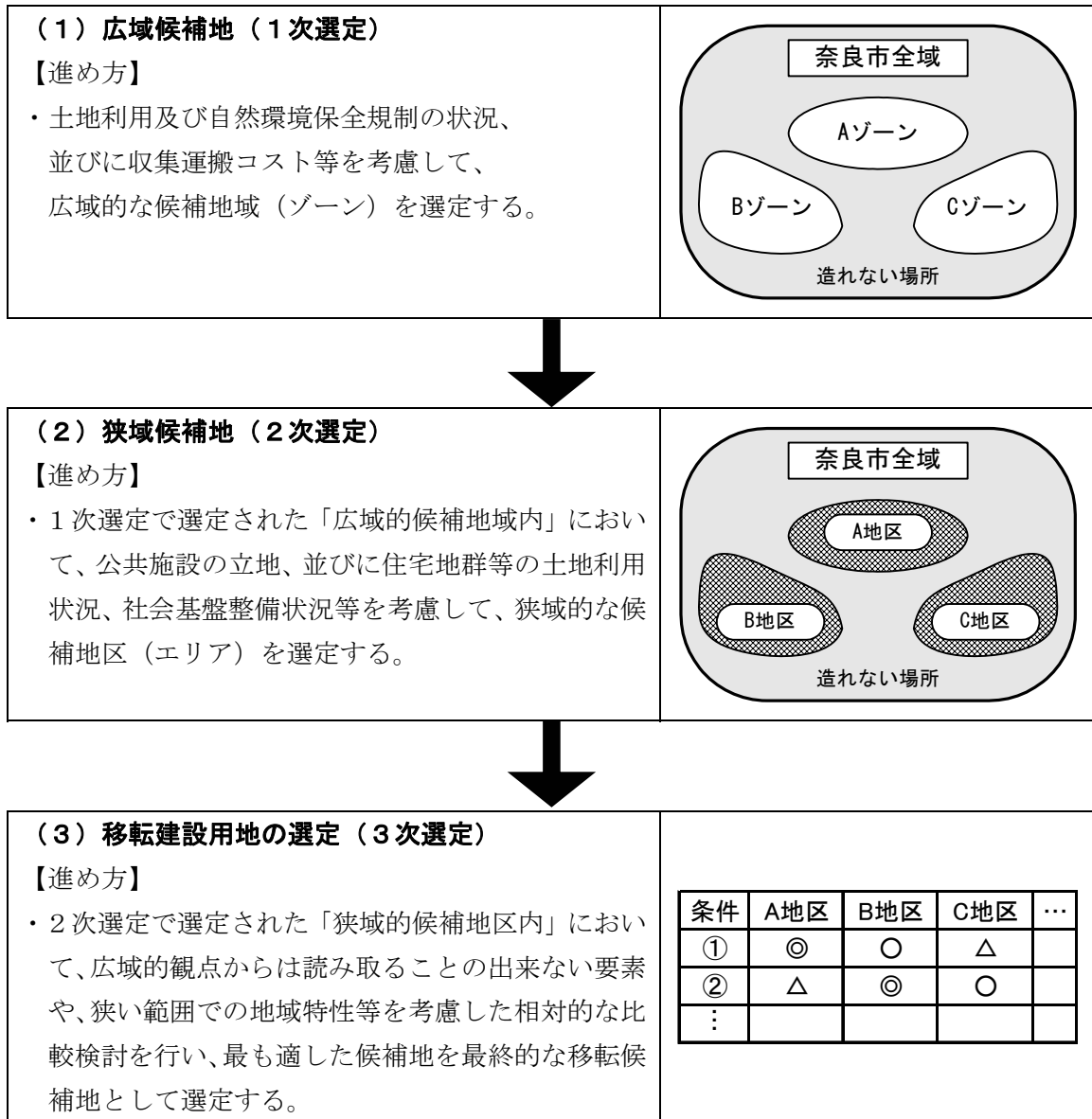
- ① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。
- ② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等は避けること。
- ③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、良好な住宅地（住宅専用地域）等は避けること。
- ④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。
- ⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。
- ⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区は避けること。
- ⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。
- ⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。

エネルギー回収推進施設（ごみ焼却施設）の候補地選定方法について（案）

候補地の選定方法については、他都市での事例を参考にすると以下の方法が考えられます。

1. ゾーン指定による候補地の選定

広域候補地（1次選定）、狭域候補地（2次選定）として順次選定ゾーンを絞り込み、その後比較検討により最終的な候補地（3次選定）を選定する。

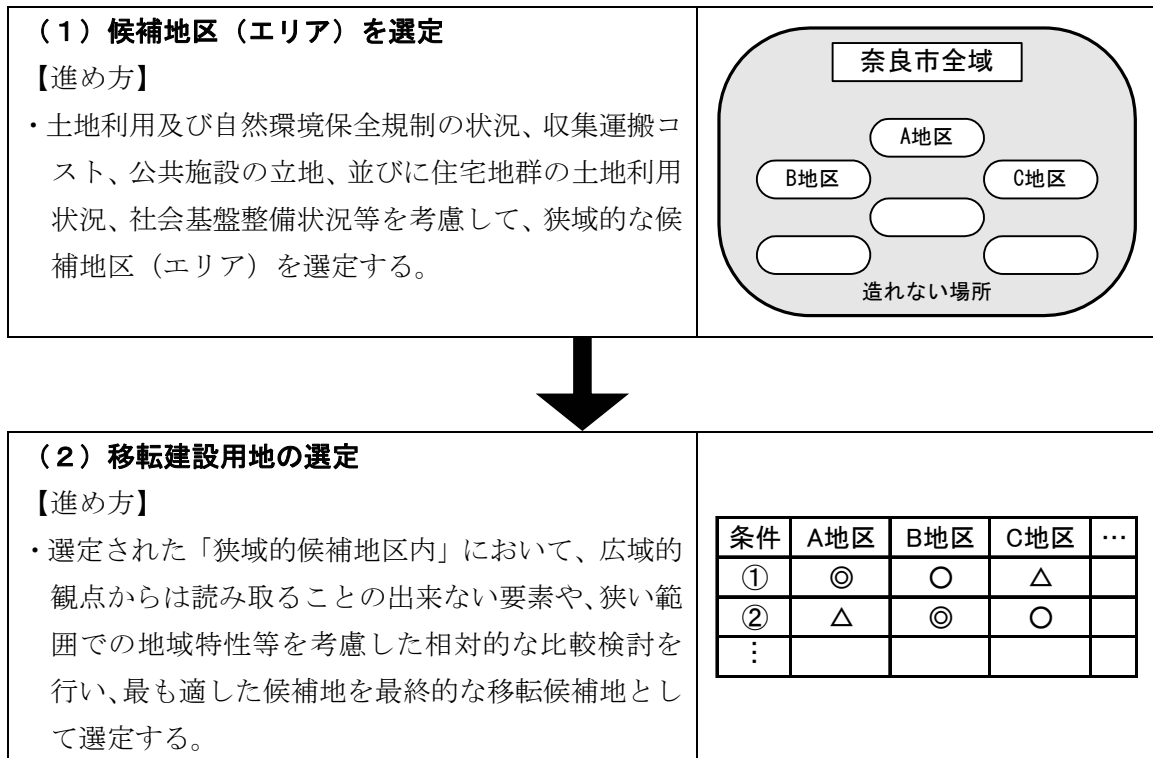


メリット 狭域候補地（2次選定）の選定作業においては、既に広域候補地選定（1次選定）により地域の絞り込みを行っていることから、調査・検討する地域の面積が少なく、効率よく作業を進めることが出来るため、市域の面積が広い都市での候補地選定方法としては、適していると考えられる。

デメリット 候補地選定における作業フローが複雑となる事から、最終的な位置決定に時間を要することも考えられる。

2. エリア指定による候補地の選定

市内全域から候補地選定条件に基づき、十数ヶ所の候補地（空閑地エリア）を選定し、比較検討により最終的な候補地を選定する。

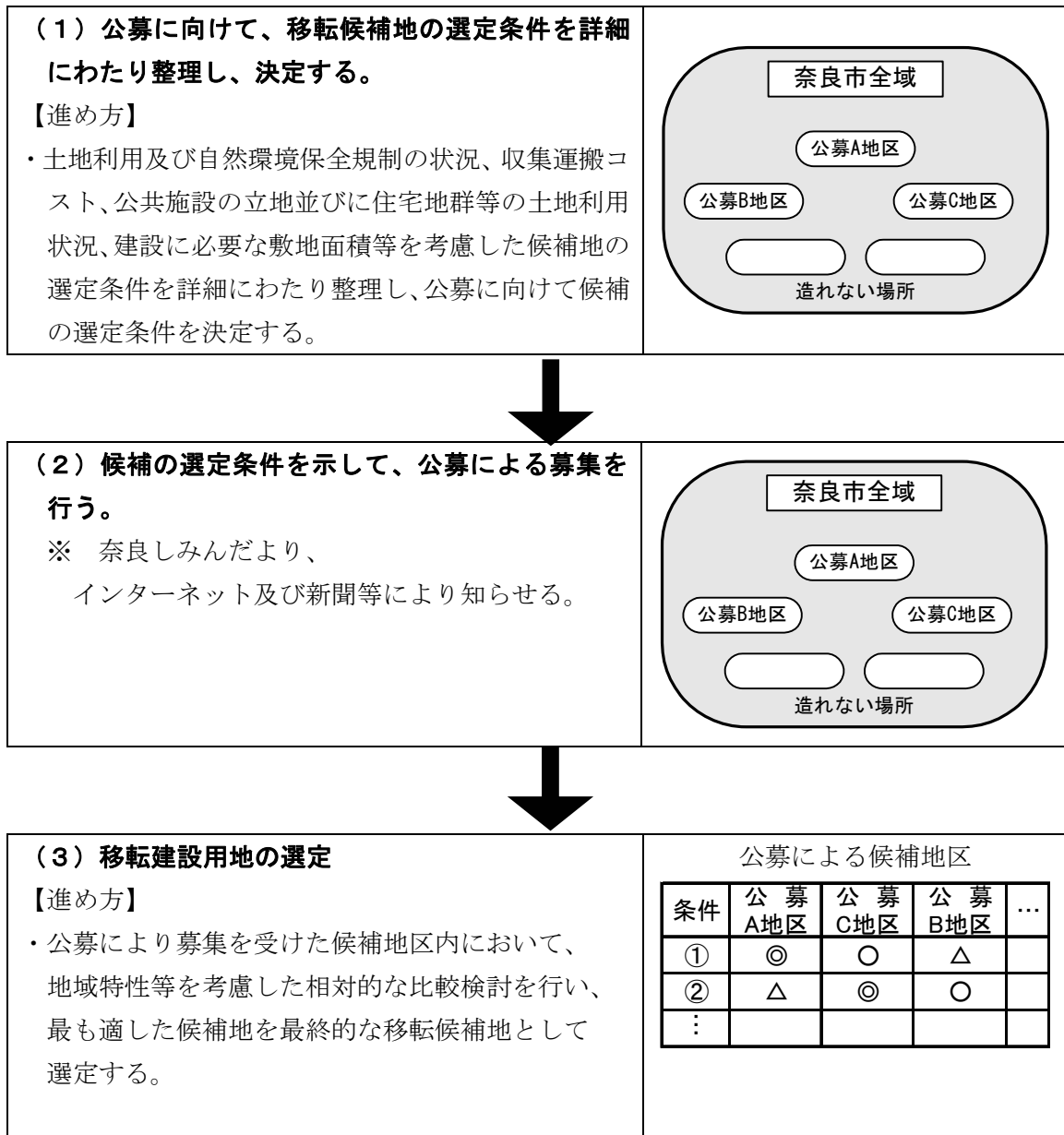


メリット 候補地選定における作業フローが簡単であり、また、市域が狭いため調査区域の面積が少なく、すむ都市での候補地選定方法としては、適していると考えられる。

デメリット 市域の全域において、一度に数多くの調査項目により調査を実施する必要があることから作業効率が悪く、市域の面積が広い都市での候補地選定方法としては、適さないと考えられる。

3. 公募による候補地の選定

候補地選定条件を示して公募による募集を行い、その中から比較検討により最も適した候補地を選定する。



メリット 公募による移転候補地の選定であることから、用地買収交渉については土地所有者との合意形成がすでに図られているので、スムーズに進めることが出来る。

デメリット 公募による募集件数が無かったり、また、募集を受けた地区において地形条件、進入路の確保等に課題があり、最終的な移転候補地としての要件を十分に満たしていない場合は、改めて他の方法により候補地の選定をやり直す必要がある。